

# クヌギのせり売りを行います

〈問い合わせ〉  
役場総務課 財務係 Tel (67) 1111

## ■せりに付する事項

	品名	数量	予定価格	所在地
物件 1	クヌギ	30本	9,000円	大字久石4401番地22外
物件 2		30本	9,000円	
物件 3		100本	30,000円	
物件 4		100本	30,000円	
物件 5		100本	30,000円	



## ■物件の公開

現地説明会は実施しませんので、各自で現地を確認してください。

## ■せりの参加申込み

- 申込期限 11月1日(金)～15日(水)  
午前9時～午後5時(土・日・休日を除く)
  - 提出先 役場総務課 財務係(久木野庁舎)
- ※郵便での申し込みは受け付けません。

## ■提出書類

- ①「入札参加申込書」(様式第1号)  
「誓約書」(様式第2号)
  - ②添付書類(発行後1カ月以内のもの)
    - 個人の場合 住民票・納税証明書・本人か確認できるもの(免許証写しなど)
    - 法人の場合 法人登記簿謄本の写し・納税証明書
- ※提出した書類は返却しません。

## ■申込条件

村内に住所を有する者、若しくは村内に事業所を有する業者。

※その他の詳細は、財務係に備え付けの説明書をご覧ください。

## ■せりの日時・場所

- 日時 11月20日(水) 午前9時45分受け付け  
午前10時から順次せりを行います
- 場所 役場会議室(久木野庁舎)
- 入札に必要な書類
  - ①申請書の本人控え(様式第1号)
  - ②委任状(様式第3号) ※入札を申込人以外がする場合
  - ③身分証等(運転免許証、健康保険被保険者証など)
 その他の詳細については、村ホームページをご覧ください。

# 保安林に関する確認・お問い合わせは県が対応しています

## 保安林制度とは？

水源のかん養、山地災害の防止、保健休養の場の提供など、私たちの暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、その森林の持つ機能が失われないように伐採を制限したり、適切に管理することで、期待される働きを維持します。

## 保安林における制限は？

- 立木竹の伐採や作業道の開設などの土地の形質を変更する行為を行う場合、事前に県の許可または県への届出が必要です。
- 立木を伐採後、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合は、伐採跡地への植栽が義務づけられます。

## 保安林であるかの確認は？

- 保安林は、その土地の所在地(地番)をもって指定されており、県が保安林台帳を作成し管理しています。
- 一筆の土地の一部が保安林に指定されている(部分指定)場合、土地登記簿では地目が保安林でない場合があるため、保安林台帳での確認が必要です。

## 保安林の特例措置は？

- 固定資産税、不動産取得税及び特別土地保有税が課税されません。
- 相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3～8割が控除されます。
- ㈱日本政策金融公庫の融資の特例があります(一定の条件を満たす場合)。

〈問い合わせ〉 県北広域本部阿蘇地域振興局林務課 Tel 0967 (22) 3649